［削る］

(6)　［略］

ロ　教養文化施設　次に定める施設

(1)　［略］

［削る］

(2)　［削る］

(3)～(5)　［略］

ハ　休養施設　次に定める施設

(1)・(2)　［略］

(3)　スパ施設（浴場施設であって、海水、海藻、海泥その他の海洋資源、法第三条第一号に規定する沖縄（以下この号において「沖縄」という。）の泥岩その他の堆積岩又は沖縄の農産物その他の植物の有する美容・痩身効果その他の健康増進効果を利用し、マッサージその他手技又は機器を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行うための施設及び休憩室を備えたものをいう。）

(4)　［略］

ニ　集会施設　次に定める施設

(1)～(3)　［略］

(4)　結婚式場（専ら挙式、披露宴の挙行その他の婚礼のための役務を提供するための施設をいい、宿泊施設に併せて設置されるもので当該宿泊施設と同一の建物内に設置されるもの及び婚礼のための役務を提供しない場合において飲食その他の役務を提供するための施設として営業するものを除く。）

［ホ　略］

（法第三十二条に規定する総務省令で定める場合）

**第二条**　法第三十二条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　事業税　法第二十八条第四項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和七年三月三十一日までの間に、租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第三欄に掲げる事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるもの（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）に限る。）の取得価額の合計額が千万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した認定事業者（法第三十一条第一項に規定する認定事業者をいう。第三号において同じ。）（以下この条において「対象設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

る施設にあっては駐車場に限るものとし、同項第九号の三に掲げる施設にあっては緑地、広場、植栽及び休憩所に限るものとし、同項第十号に掲げる施設にあっては専ら乗組員が利用するものに限るものとする。）により構成される施設をいう。）

(10)　ダイビング施設（海洋でダイビングを行う者の利便の向上のために設置される施設で、器材展示販売室及び講習室（実習用プールを含む。）を備えたものをいう。）

(11)　［同上］

ロ　教養文化施設　次に定める施設

(1)　［同上］

(2)　博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供する施設をいう。）

(3)　美術館

(4)～(7)　［同上］

ハ　休養施設　次に定める施設

(1)・(2)　同上］

(3)　海洋療法施設（海水、海藻、海泥その他の海洋資源若しくは海洋性気候その他の海洋環境の有する医学的な治療効果、健康増進効果、美容・痩身効果等を利用した病気の治療、保養、健康増進等又はこれらに関する人材の育成若しくは研究開発を行うための施設で、浴槽、プール、シャワー施設、サウナ施設、マッサージ施設、トレーニングルーム（室内において体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。以下この号において同じ。）、診療施設、研修施設又は研究施設を備えたものをいう。）

(4)　同上］

ニ　集会施設　次に定める施設

(1)～(3)　同上］

［新設］

［ホ　同上］

（法第三十二条に規定する総務省令で定める場合）

**第二条**　法第三十二条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　事業税　法第二十八条第五項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和四年三月三十一日までの間に、法第三条第六号に規定する情報通信産業（以下「情報通信産業」という。）又は同条第八号に規定する情報通信技術利用事業（以下「情報通信技術利用事業」という。）の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるもの（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）に限る。）の取得価額の合計額が千万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「対象設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合